

新潟県条例第72号

新潟県県税条例及び法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例
(新潟県県税条例の一部改正)

第1条 新潟県県税条例(平成18年新潟県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前												
<p>(法人税割の税率) 第22条 法人税割の税率は、<u>100分の3.2</u>とする。</p> <p>(法人の課税標準の区分経理) 第30条 医療法人で事業税の納税義務があるものは、当該法人の事業から生ずる所得について法第72条の23第2項(所得割の課税標準の算定の方法)の規定によって当該法人の事業税の課税標準とすべき所得の計算上総益金及び総損金に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して経理しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税法系の構築が行われるまでの間の措置としての法人の事業税の税率の特例) 第17条の2 法人の行う事業(電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。)に対する事業税(平成26年10月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税(以下「暫定措置に係る法人の事業税」という。)に限る。)の額は、第31条第1項及び第3項並びに前条第1項第1号及び第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 法第72条の2第1項第1号イ(事業税の納税義務者等)に掲げる法人(受託法人を除く。) 次に掲げる金額の合計額 ア・イ (略) ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">100分の2.2</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;">100分の3.2</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額</td> <td style="text-align: center;">100分の4.3</td> </tr> </table>	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の2.2	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の3.2	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の4.3	<p>(法人税割の税率) 第22条 法人税割の税率は、<u>100分の5</u>とする。</p> <p>(法人の課税標準の区分経理) 第30条 医療法人で事業税の納税義務があるものは、当該法人の事業から生ずる所得について法第72条の23第1項ただし書(所得割の課税標準の算定の方法)の規定によって当該法人の事業税の課税標準とすべき所得の計算上総益金及び総損金に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して経理しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税法系の構築が行われるまでの間の措置としての法人の事業税の税率の特例) 第17条の2 法人の行う事業(電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。)に対する事業税(平成20年10月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税(以下「暫定措置に係る法人の事業税」という。)に限る。)の額は、第31条第1項及び第3項並びに前条第1項第1号及び第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 法第72条の2第1項第1号イ(事業税の納税義務者等)に掲げる法人(受託法人を除く。) 次に掲げる金額の合計額 ア・イ (略) ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">100分の1.5</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;">100分の2.2</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額</td> <td style="text-align: center;">100分の2.9</td> </tr> </table>	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の1.5	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の2.2	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の2.9
各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の2.2												
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の3.2												
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の4.3												
各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の1.5												
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の2.2												
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の2.9												

(2) 特別法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.4
各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	100分の4.6

(3) 前2号に掲げる法人以外の法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.4
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の5.1
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の6.7

2 電気供給業、ガス供給業及び保険業に対する事業税（暫定措置に係る法人の事業税に限る。）の額は、第31条第2項及び前条第1項第2号の規定にかかわらず、各事業年度の収入金額に100分の0.9を乗じて得た金額とする。

3 他の2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税（暫定措置に係る法人の事業税に限る。）の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人（受託法人を除く。） 次の掲げる金額の合計額ア・イ（略）

ウ 各事業年度の所得に100分の4.3を乗じて得た金額

(2) 特別法人 各事業年度の所得に100分の4.6を乗じて得た金額

(3) 前2号に掲げる法人以外の法人 各事業年度の所得に100分の6.7を乗じて得た金額

第17条の3 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る事業税（暫定措置に係る法人の事業税に限る。）の額は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。） 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当

(2) 特別法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の2.7
各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	100分の3.6

(3) 前2号に掲げる法人以外の法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の2.7
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の4
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の5.3

2 電気供給業、ガス供給業及び保険業に対する事業税（暫定措置に係る法人の事業税に限る。）の額は、第31条第2項及び前条第1項第2号の規定にかかわらず、各事業年度の収入金額に100分の0.7を乗じて得た金額とする。

3 他の2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税（暫定措置に係る法人の事業税に限る。）の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人（受託法人を除く。） 次の掲げる金額の合計額ア・イ（略）

ウ 各事業年度の所得に100分の2.9を乗じて得た金額

(2) 特別法人 各事業年度の所得に100分の3.6を乗じて得た金額

(3) 前2号に掲げる法人以外の法人 各事業年度の所得に100分の5.3を乗じて得た金額

第17条の3 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る事業税（暫定措置に係る法人の事業税に限る。）の額は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。） 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当

該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.4
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額	100分の4.6
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の5.5

- (2) 電気供給業、ガス供給業及び保険業 各事業年度の収入金額に100分の0.9を乗じて得た金額
- 2 他の2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する同項の規定に該当する各事業年度に係る事業税（暫定措置に係る法人の事業税に限る。）の額は、前項第1号の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額とする。

各事業年度の所得のうち年10億円以下の金額	100分の4.6
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の5.5

該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の2.7
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額	100分の3.6
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の4.3

- (2) 電気供給業、ガス供給業及び保険業 各事業年度の収入金額に100分の0.7を乗じて得た金額
- 2 他の2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する同項の規定に該当する各事業年度に係る事業税（暫定措置に係る法人の事業税に限る。）の額は、前項第1号の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額とする。

各事業年度の所得のうち年10億円以下の金額	100分の3.6
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の4.3

(法人の県民税の特例に関する条例の一部改正)

第2条 法人の県民税の特例に関する条例（昭和50年新潟県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(法人税割の税率の特例)</p> <p>第2条 昭和50年8月1日から平成29年3月31日までの間に開始する各事業年度分の法人税割及び平成29年3月31日までの間に開始する各連結事業年度（法人税法（昭和40年法律第34号）第15条の2に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）分の法人税割の税率は、県税条例第22条の規定にかかわらず、<u>100分の4</u>とする。</p> <p>(中小法人等に対する不均一課税)</p> <p>第3条 県内に事務所又は事業所を有する法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社を除き、地方税法（昭和25年法律第226号）第24条第6項において法人とみなされるものを含む。）であつて、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額（地方税法第23条第1項第4号の2に規定する個別帰属法人税額をいう。以下同じ。）が年1,000万円以下のものに対</p>	<p>(法人税割の税率の特例)</p> <p>第2条 昭和50年8月1日から平成29年3月31日までの間に開始する各事業年度分の法人税割及び平成29年3月31日までの間に開始する各連結事業年度（法人税法（昭和40年法律第34号）第15条の2に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）分の法人税割の税率は、県税条例第22条の規定にかかわらず、<u>100分の5.8</u>とする。</p> <p>(中小法人等に対する不均一課税)</p> <p>第3条 県内に事務所又は事業所を有する法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社を除き、地方税法（昭和25年法律第226号）第24条第6項において法人とみなされるものを含む。）であつて、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額（地方税法第23条第1項第4号の2に規定する個別帰属法人税額をいう。以下同じ。）が年1,000万円以下のものに対</p>

する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に4分の0.8を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。

2～5 (略)

附 則

1～7 (略)

(産業立地促進地域内において事業用家屋を事業の用に供した法人等に対する不均一課税)

8 知事は、県内に事務所又は事業所を有する法人のうち、新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号。以下「産業立地促進条例」という。）第2条第1項に規定する産業立地促進地域内において、事業の用に供する家屋（平成24年8月1日から平成29年3月31日までの間に新設又は増設に着手し、平成29年3月31日までの間に開始する最終の事業年度又は連結事業年度の末日までに当該事業の用に供したもので、当該家屋その他新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則（平成15年新潟県規則第43号。以下「産業立地促進条例施行規則」という。）で定める資産の取得価額の合計額が1億円を超え、かつ、当該事業の用に供したことに伴って増加する雇用者（日々雇い入れられる者を除く。）であつて産業立地促進条例施行規則で定めるものの数（以下「増加雇用者数」という。）が3人以上となるもののうち産業立地促進条例施行規則で定める基準に適合するものに限る。以下「事業用家屋」という。）を新設し、又は増設したものに對する次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める期間内に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割額を、第2条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に4分の0.4を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とすることができる。

(1)・(2) (略)

9～12 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第1条中新潟県県税条例第30条の改正は、平成28年4月1日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の新潟県県税条例（以下「新条例」という。）第22条及び第2条の規定による改正後の法人の県民税の特例に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

3 新条例附則第17条の2及び第17条の3の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に5.8分の0.8を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。

2～5 (略)

附 則

1～7 (略)

(産業立地促進地域内において事業用家屋を事業の用に供した法人等に対する不均一課税)

8 知事は、県内に事務所又は事業所を有する法人のうち、新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号。以下「産業立地促進条例」という。）第2条第1項に規定する産業立地促進地域内において、事業の用に供する家屋（平成24年8月1日から平成29年3月31日までの間に新設又は増設に着手し、平成29年3月31日までの間に開始する最終の事業年度又は連結事業年度の末日までに当該事業の用に供したもので、当該家屋その他新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則（平成15年新潟県規則第43号。以下「産業立地促進条例施行規則」という。）で定める資産の取得価額の合計額が1億円を超え、かつ、当該事業の用に供したことに伴って増加する雇用者（日々雇い入れられる者を除く。）であつて産業立地促進条例施行規則で定めるものの数（以下「増加雇用者数」という。）が3人以上となるもののうち産業立地促進条例施行規則で定める基準に適合するものに限る。以下「事業用家屋」という。）を新設し、又は増設したものに對する次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める期間内に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割額を、第2条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に5.8分の0.4を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とすることができる。

(1)・(2) (略)

9～12 (略)